

青整企 第 241 号
平成29年 3月 3日

(一社) 青森県建設業協会長 殿

青森県 県土整備部長
(公印省略)

諸経費を調整する隣接工事について (通知)

このことについて、平成9年度より「共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等」の調整をしてきたところですが、建設産業を取り巻く環境が大きく変化していることから、当該調整を廃止することとしたので参考通知します。

なお、運用にあたっての留意点は別添のとおりとなっています。

附則

本通知は、平成29年4月1日以降公告の工事から適用する。

担 当

整備企画課

企画・指導調査グループ 杉田

電話 017-734-9643

(別添)

運用の留意点

- 1 隣接工事として調整が必要な平成29年3月31日以前に公告された工事間では、「共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等（以下、「諸経費」という。）」の調整が必要になりますので、留意してください。
なお、平成29年4月1日以降公告の工事と平成29年3月31日以前に公告された工事間では、隣接工事としての諸経費の調整は必要ありません。
- 2 随意契約方式により工事を発注する場合の諸経費は、土木工事標準積算基準書により、引き続き、調整を行います。
- 3 施工箇所が点在する工事の諸経費は、これまでどおり、「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行運用マニュアル（青森県県土整備部）」により、調整を行います。